

令和6年度 第2回吹田市男女共同参画審議会 議事要旨

1 日 時

令和6年(2024年)12月13日(金) 午前10時00分～12時00分

2 場 所

吹田市文化会館メイシアター 集会室

3 出席者

【審議会委員】

木下みゆき会長、保田時男副会長、巽真理子委員、山中浩司委員、戎多麻枝委員、
長谷川美津代委員、奥谷義信委員、小倉秀子委員、野田幸子委員、馬場徳二郎委員、
木下由美子委員

【事務局】

(人権政策室) 高島室長、古田参事、川下主幹、村田係員
(男女共同参画センター) 淵上所長
(株式会社グリーンエコ) 仲里氏、島田氏

4 傍聴者

なし

5 配付資料

資料1 令和6年度(2024年度)男女共同参画に関する市民意識・実態調査報告書(案)

資料2 (仮称)第6次すいた男女共同参画プランの策定について

資料3 第5次すいた男女共同参画プラン令和5年度(2023年度)施策実施状況 -年次報告-

6 議題

- (1) 男女共同参画に関する市民意識・実態調査について
- (2) (仮称)第6次すいた男女共同参画プランの策定について
- (3) その他

【議事要旨】

◆案件Ⅰ 男女共同参画に関する市民意識・実態調査について

○事務局 ---事務局説明---

○A委員 問3～問5で男女別の集計を出していないのはなぜですか。特に職業に関しては男女で大分違うと思います。

○事務局 特段、理由はありません。男女別データの掲載は可能です。

○会長 男女別のデータを追加してください。

○A委員 問10の「(2) 育児に要する時間」と「(3) 介護に要する時間」は、「なし」が多数派です。子供や介護が必要な人がいない方だと思いますが、これを入れると非常にわかりにくいので「なし」を省いた方がいいです。

○副会長 対象となる人がいても自分はしていないから「なし」と答える人もいますので、省くのはよくありません。まず対象者がいるかという質問があって、それでスクリーニングされていればよかったのですが。

○A委員 「1時間未満」という選択肢があるのに「なし」を選択する人は、単身赴任中や事実上別居しているような人で、圧倒的多数はおそらく子供や介護を要する人がいないのだと思います。

○副会長 10歳、15歳になった時に子育てはもう終わっているから「なし」と考える人もいます。曖昧な設問なので正直、致し方ないかと感じます。

○会長 例えば介護が必要な親はいるけれども、遠方に住んでいるから自分は担っていないケースなども考えられます。今回はこのままにして、次回調査の時に実態をもう少し明らかにするための設問を考えるということをお願いします。

○B委員 問34の「ことがら」や「ことば」の設問で、自分で読んでいて何の意味だろうと思うことがありましたので、どこかに説明があってもいいと思いました。

○C委員 私は大学で女性研究者支援をしています。教職員にアンケートを取る時は質問に答えてもらうのも一つの啓発と考えて、質問と別に用語の解説シートを作っています。純粋に認知度を調査したいのであればない方がよいと思いますが、せっかくの機会なので啓発も兼ねてやるのも一つだと思います。

○会長 次回調査時に検討してください。

○OC委員 自由意見のところで、反対意見が先に書かれていて、読んだときにネガティブな感じがしました。わざとこのような順番にしているのですか。

○事務局 意見が多い順で掲載しています。

○OC委員 P103の全体のまとめの「男女の平等や地域生活について」で、問8の「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合は、吹田市もそうですし、社会全体的に増えてきているのですが、一方で問9の家庭内の仕事の担当のうち、生活費を稼ぐのは夫で、家事や乳幼児の世話は妻がするのが理想と答えている人が多い点が矛盾しています。全体で聞くと皆男女共同参画はよいと答えますが、個別に聞くと稼ぐのは男性で家のことは女性がするのが理想という結果になるのは他の研究や調査でも出ていることですので、そこは指摘しておいた方がいいと思います。

○OD委員 問21で教育に関する設問がありますが、アンケートの結果は学校現場の校長や教頭に報告されるのですか。

○事務局 報告書の公表後、各部局にお知らせはしていますが、学校現場に出向いて直接お話しはしていません。

○OD委員 それぞれの小学校、中学校でどういうことに取り組むかを学校独自で決めています。その中に男女共同参画に関することが入っているか、男女共同参画、男女平等についての教育にどう取り組んでいるのかが大事だと思います。教頭指導連絡会や校長指導連絡会の場で調査結果を伝えるなどして、各部局にお知らせするだけでは不十分だと思います。

○事務局 現行プランの中でも教育委員会から様々な取組をあげていただけており、現状でも実施していただいているところだと考えています。次期プランの策定時には個別にヒアリングをさせていただく予定ですので、その中で意識調査の結果についてもお伝えしていきます。

○OE委員 この報告書を全部見る方は少ないと思います。先に見られるのが自由意見やまとめのところだとすると、回答者の半数近くが60代以上ということも踏まえて、若い方の意見が少ないことによる、見えてくることなどを追記するといったと思います。年齢層が高い人の回答が多いというのは全部を見ないとわかりませんので、すべての吹田市民の意見だと捉えられてしまいます。

○副会長 自由意見のページの冒頭に、意見の件数と男女別、世代別の内訳を記載し、どのような方が意見を述べているかがわかれば、大分印象が違ってくる気がします。

○F委員 例えば男女共同参画センターの認知度など、近隣の市との比較はしていますか。吹田市は中核市ですので、近隣市と比べて、到達点の評価がわかれば吹田市のポジションや特性が明確になると思います。介護保険では介護保険料や高齢化率の違いなどを他市と比較する中で、今後の施策が検討されています。

○事務局 近隣市の男女共同参画センターの規模や講座の数、図書の数などは見ようとしています。各市の立地の状況などに違いがありますので、掘ってみながらも、どう見たらいいのかを考えながらしているところです。

○会長 いただいたご意見をもとに、事務局で修正をお願いしたいと思いますが、まとめ方については会長と副会長に一任していただいてよろしいですか。

○各委員 異議なし

◆案件2（仮称）第6次吹田男女共同参画プランの策定について

○事務局 ---事務局説明---

○F委員 新たに策定する女性支援法に基づく基本計画について、来年度から重層的支援体制整備事業が始まりますが、重なるところはどのように調整されるのですか。

○事務局 重層的支援体制整備事業は、現在福祉部が計画を策定しており、来年度から実施と聞いています。内容的には非常に重なる部分が多いと考えていますが、計画自体は別々の計画になります。重層的支援体制整備事業の会議に私たちも出席しており、意見交換はしています。

○事務局 他の個別計画との整合性は保つようにしていきたいと考えています。

○D委員 吹田市総合計画との関係はどのようになるのですか。

○事務局 男女共同参画プランの中にDV防止基本計画と女性活躍推進計画が包含されています。同じように、女性支援法に基づく基本計画もこの中に入る位置付けになると考えています。総合計画を上位計画としてすいた男女共同参画プランがあり、その中に女性支援法に基づく基本計画を包含しているというイメージです。

○D委員 新たに取り組んでいく計画なので、総合計画にはっきりと位置づけをしておくべきです。計画を実行するために予算の裏付けが必要になってきます。

○事務局 総合計画は10年スパンで策定されており、中間見直しは行われますが、基本の部分は変わりません。その中でも新しい法律や制度ができることはありますが、

全く今までと脈絡のないような支援の方策が生み出されるということではないと思います。売春防止法を改正した女性支援法が施行されましたが、今日的な視点に立ち、新たな枠組みで法律が作られたということです、それに対して行政も対応していくということであり、逐一、新たに生まれたものを総合計画に書き込んでいく作業は行っていません。基本的な大綱の考え方の中に位置付けて説明をしていきますし、予算要求もそのように行っていくことになります。

○会長 吹田市のプランにはコラムや「市民の皆さんも取り組んでみませんか」という働きかけがあり、特徴的な構成になっています。これは維持が望ましいと考えます。そのようなことでもお気づきの点がありましたらお願いします。

○OA委員 現行のプランでは男女、ジェンダーが前提で、性的マイノリティについて言及はしていますが、それほど入っていないように思います。性的マイノリティは別の問題ということなら住み分けることになりますので、その辺りをお聞きしたいです。

○副会長 性的マイノリティのことにに関して、別の計画で含まれているものはありますか。

○事務局 人権政策室で人権に関する計画を別途策定しており、その中に性的マイノリティに関することが含まれています。

○事務局 男女共同参画社会基本法が、そもそもそのような立て付けになっていないと思います。男女共同参画を考えると基本は、一方の性だけが不利益を被るような社会構造であってはいけなく、その中で男女という性を取り上げられ、基本的な考え方が整理をされてきていると理解しています。男女共同参画が性的マイノリティを無視しているものではないと考えています。

○OC委員 「男女共同参画」は、男女共同参画社会基本法を作るにあたって作られた言葉で、一般的な言葉ではありません。意識調査の結果にもありましたが、SDGsが知られるようになってから、特に若い人にはジェンダー平等の方がしっくりくる言葉になっています。法律に絡むので使わなければならない場面もあると思いますが、例えば、基本方向3を「男女共同参画社会の実現」ではなく「ジェンダー平等な社会づくり」として、基本課題1の「男女共同参画意識の形成」を「ジェンダー平等意識の形成」として、その中に「多様な性に関する理解の促進」を入れても不自然ではないと思います。

○会長 基本方向や基本課題にも「ジェンダー平等」を反映してはというご意見ですね。

○OC委員 付け加えると、女性の方が不利になりがちなので女性の活躍を促進するというのはその通りで必要なことですが、男女の2つしか性別がないと思込むことによって女性が不利になるということもあります。理解促進の意味では両方をしたほうが

いいと思います。ただ、他の計画があるということでしたので、具体的な施策まで書かないにしても、男女平等の理解を促進する上でも、性的マイノリティの人たちを忘れてはいけません。ジェンダー平等の理解促進のところにセットで入れておく方がいいと思います。

○会長 現行プランの39ページには「多様な性に関する理解の促進」ということで、コラムにもLGBTQが説明されています。具体的にはどこに入れるというご意見ですか。

○C委員 現行プランでは「困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備」の中に「多様な性に関する理解の促進」が入っているのが私は違和感がありました。「ジェンダー平等に関する意識改革」の中に入れる方がいいと思います。

○A委員 基本課題の下に入るより、基本課題の中に「性的マイノリティ」という言葉が入る方がよいと思います。

○会長 次期計画策定に向けて、事務局で検討をお願いします。次に、計画の名称を変更してはどうかという意見が以前の審議会であったとのことですが、もう一度その部分の説明をお願いします。

○事務局 前回の計画策定時に、将来的には計画の名称を「ジェンダー平等プラン」などに見直したらどうかという意見がありました。府内の状況では、最近、茨木市や河南町がジェンダー平等プランに変更されました。もともと「男女共同参画」を使わず、「かがやきプラン」「きらめきプラン」などの愛称を使われている市もありますが、それ以外の市町村は「男女共同参画計画」としています。

○会長 私が関わらせていただいている市でも根拠が男女共同参画社会基本法と男女共同参画推進条例ですので、正式名称はこのままにされています。愛称的なものをつけているところもありますが、例えば「誰もが自分らしく生きるジェンダー平等社会の実現」や「だれもが互いに尊重し合い参画する和の町」などのサブタイトルで親しみやメッセージを込めているところもあります。

○C委員 「男女共同参画」という言葉自体が一般的ではないので、誰に向けたプランなのかを考えると、ジェンダー平等の方がわかりやすいと思います。

○E委員 「男女共同参画」はわからないので、「ジェンダー平等実現プラン」など、少し踏み込むぐらいの名称にしてもいいと思います。小・中学校にワークで入らせていただくのですが、子供たちはジェンダーを知っています。一般的な名前になっているので、そちらにしてしまうのがいいと思います。

○副会長 条例はそのまま計画の名称を変更することは可能ですか。

○事務局 可能です。

○副会長 吹田市の計画は第1次から「プラン」としていて、その意味では受け入れやすさで名称を定めていると思いますので、状況に応じて名称が変わってもいい気がします。一方で、「ジェンダー」は、先ほどのアンケートでも「知っている」と答える人が60数%で、高齢の方はやはり知らない方もいると考えたほうがいいと思います。少なくとも意識調査の名称は変えた方がいいと思いますが、プラン名を変えるかはある程度慎重に判断したほうがいいです。

○OB委員 名称はジェンダーに変更する方がいいと思いますが、サブタイトルがあれば入り込みやすいと思います。

○OF委員 介護保険の事業計画は「吹田健やか年輪プラン」で、(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)と、括弧で表記しています。この間の計画の継続性もありますので(すいた男女共同参画プラン)と入れたらいいと思います。

○OD委員 21年前に計画を作った時も議会で議論し、ある意味難産だったわけです。今の時代の流れで言うと愛称もいいと思いますが、基本の部分は簡単に変えるべきではないと思います。

○事務局 研究者の先生方にご意見をいただきたいのですが、法律用語としての「男女共同参画」と、「ジェンダー平等」は完全にイコールの概念だと説明しても差し支えないものでしょうか。

○OC委員 男女共同参画社会基本法ができた時、最初の素案はジェンダー平等基本法だったはずですが、「ジェンダー平等」が駄目という話になって「男女共同参画」という言葉が作られた経緯があります。「平等」ではなく「共同参画」だというこだわりが国にあるようですので、完全に一致するかと言われると違うという回答になります。

○副会長 ジェンダー平等を目指すことによって男女共同参画の理念は実現可能であって、ジェンダー平等の方がより難度が高いと考えます。

○会長 ジェンダー平等の末に成り立つ状況が男女共同参画ということですか。

○副会長 他の手段もあると思いますが、ジェンダー平等を経て男女共同参画の実現は可能ということです。

○OA委員 小学生か中学生向けの講演を依頼された時に、「男の子」「女の子」という言葉

を使わないでくださいと言われました。「男の子」「女の子」の言い方そのものが、ある特定の性別を排除しているということで、ジェンダーという言葉は男女だけではなく、色々な性のあり方を含んでいます。公共の場で性的マイノリティの人が外されているという感じは少し問題かなという気がします。この計画は2030年までですから、これでやっていくには少し長いです。

○会長 色々なご意見が出ましたが、それを踏まえて、市でご検討ください。

◆案件3 その他

○事務局 次回の審議会は来年7月頃の開催を予定しておりますが、現委員の任期は6月末までとなっております。活発に議論していただき、貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。次期委員をお受けいただける場合は引き続きよろしくお願いします。

○会長 以上をもちまして本日の審議会は閉会します。